議員提出議案第2号

取手市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年3月19日

取手市議会議長 入江 洋一 殿

提出者	取手市議会議員	齋藤	久代
	II.	結城	繁
	II.	山野井	井 隆
	<i>II</i>	細谷	典男
	<i>II</i>	佐藤	隆治
	<i>II</i>	関戸	勇

提案理由

幅広い一般質問を展開できるようにするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会基本条例の一部を改正する条例

取手市議会基本条例(平成23年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前	
(議会と市長等との関係)	(議会と市長等との関係)	
第7条 (略)	第7条 (略)	
2 本会議及び委員会における質疑及び質問は、一問一答の方法で行い、論点を明確にしなければならない。ただし、本会議における質問について、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。	2 本会議及び委員会における質疑及び質問は、一問一答の方法で行い、論点を明確に しなければならない。	
3及び4 (略)	3及び4 (略)	

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。